平成２５年（フ）第６３７号
東京都港区北青山２丁目10―22　ＥｉｇｈｔｅｅｎⅡ２Ｆ
債務者　宇治　紅穂（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５号
東京都文京区目白台３丁目８―10
債務者　相澤　源三
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　博一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７９号
神奈川県横浜市泉区和泉町5627―１―308
堀内方
債務者　桐生すみ江
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　利文
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５号
東京都墨田区京島２丁目14―７　吉田方
債務者　玉上　正明
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　丈
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９２号
東京都新宿区中井１丁目８―５　パラッツオⅠ―212
債務者　近森　英文
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　光博
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６号
東京都練馬区高野台４丁目23―603
債務者　櫻井　　靖
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻角　智之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８号
埼玉県川口市東川口６丁目16―３―201
債務者　太田農武彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　恵介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００号
宮崎県児湯郡新富町大字新田5812、住民票上の住所東京都品川区中延４丁目10―８　第２伸和荘207
債務者　大木　治男
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕規
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９号
東京都渋谷区松濤２丁目21―４―１Ｆ
債務者　井藤　邦雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　孔明
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５号
東京都世田谷区宇奈根３丁目12―34―201
債務者　河上　仁一
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利生
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９号
埼玉県春日部市緑町２丁目９―28
債務者　柳橋　道夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０号
埼玉県春日部市緑町２丁目９―28
債務者　柳橋　文子（旧姓黒谷）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３号
千葉県船橋市前原東１丁目９―８
債務者　堀　　義則
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　栄
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８００号
東京都葛飾区西亀有４丁目24―13
債務者　小野田勝一
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部